

変更項目一覧表

(前回取得時)

件 名：●●計画

性能評価番号：GBRC 建評—21—022A—●●●●

性能評価年月日：令和 3 年●月●日

大臣認定番号：HNNNNNN-●●●●●●

大臣認定年月日：令和 3 年●月●日

重みづけで分類

※2 変更内容
参照

主架構に関する変更は、変更項目一覧表にすべての変更箇所・変更内容を記載してください。

代表箇所のための抜粋は不可

主として主架構等に関する変更

No.	変更概要	変更内容及び主な変更箇所	検討結果又は所見
1	大梁の変更 ※1 変更概要 参照	①断面形状の変更 ・ 2 階 G3 X1-2 間/Y7 H-□-□-□-□ ⇒H-□-□-□-□ 【別添-●、●】	変更後の断面で検討を行った結果、許容応力度以内であり、構造安全上問題ないことを確認した。また、剛性の変動は微小であり、建築物の構造特性上問題ないことを確認した。 (最大検定比：0.32) 【検討資料-●】
		②配筋の変更 ・ FG5 主筋 (上端) 4/1-D41⇒4/2-D41 【別添-●、●】 スターラップ D16@200⇒D16@150 【別添-●】	断面性能が向上する変更であり、問題ないと判断した。 問題がない旨とその根拠について記載
2	杭の変更	①杭長の変更 ボーリング調査の結果により、X1/Y7の杭の杭長を 500mm 長くした。 また、これに伴い符号を P3 から P3A に変更する。 【別添-●】 文章形式でも、「○○⇒△△」の形式でも可ですが、位置、符号、具体的な数値等の変更前後の違いがわかるように記載してください。	杭総数●本のうち 1 本の変更であり、地震時の各杭の水平力の分担率の変動は小さい。また、変更される杭において、杭長が十分に長いため、杭長変更による水平力についての影響はわずかであり問題ないと判断した。杭先端支持力については、支持地盤が変わらないため影響はない。 【検討資料-●】
3	耐力壁の変更	①開口位置の変更 B1 階 X2-3 間/Y3 の開口位置を X3 側に 1,200mm 移動する。 【別添-●】	開口の大きさに変更がなく、構造耐力および重量・剛性に影響がないため問題ないと判断した。

通し番号でなくても可。
その場合、番号で「主として主架構に関する変更」「二次部材に関する変更」「その他の変更」のいずれに該当するかが分かるようにしてください。
ここでは例として
主として主架構に関する変更：1～
二次部材に関する変更：11～
その他の変更：21～
としています。

二次部材等に関する変更

No.	変更概要	変更内容及び主な変更箇所	検討結果又は所見
11	小梁の変更 (八号、九号)	①小梁の追加 ・ 3 階 X2-3 間/Y3-4 間 sb20、sb24 【別添-●】 ・ 4 階 X4-5 間/Y1-2 間 sb30 【別添-●】 ②小梁の削除 【別添-●～●】 <代表箇所> ・ 2 階 X3-4 間/Y2-3 間 sb30 削除 【別添-●】 ・ 4 階 X2-3 間/Y2-3 間 sb24 削除 【別添-●】 ・ 5 階 X6-7 間/Y2-3 間 sb24 削除 【別添-●】 ③小梁符号の変更 【別添-●～●、●、●】 <代表箇所> ・ 2 階 X2-3 間/Y2-3 間 sb20→sb24 【別添-●】 ・ 3 階 X3-4 間/Y1-2 間 sb49→sb44 【別添-●】 ・ 4 階 X1-2 間/Y2-3 間 sb24→sb20 【別添-●】 ④小梁符号の変更 (補正) 【別添-●～●、●、●】 <代表箇所> ・ 2 階 X2-3 間/Y3-4 間 sb20→sb24 【別添-●】 ・ 3 階 X2-3 間/Y5-6 間 sb49→sb44 【別添-●】 ・ 4 階 X5-6 間/Y1-2 間 sb24→sb20 【別添-●】	追加する小梁およびその周辺架構について検討を行い、構造安全上問題がないことを確認した。(最大検定比 0.86) 【検討資料-●】 小梁削除に伴う <u>スラブ</u> および周辺架構への影響について検討を行い、構造安全上問題がないことを確認した。(最大検定比 0.63) 【検討資料-●】 ※当該部材以外が変更になった場合は、その部材の変更概要に含めてください。(この例でいうスラブの検討は、「12.スラブの変更」に含めてください。) 小梁変更に伴う重量変更は微小であるとする。また、耐力が増加する変更については検討を省略する。耐力が減少する変更については検討を行い、構造安全上問題がないことを確認した。(最大検定比 0.86) 【検討資料-●】 構造計算書に合わせた修正であり、構造安全上問題ないと判断した。

軽微変更の場合、各変更項目に規則 3 条の 2 の該当号数を記載。その際、変更項目一覧表の枠外に以下を追記してください。

※建築基準法施行規則第 3 条の 2 第 1 項の該当号数を示す。

確認検査機関が GBRC でない場合は、確認検査機関にご確認ください。

該当箇所が多い場合は代表箇所の記載でも可。その際、**余裕度が厳しい箇所**を 3 箇所以上記載してください。

※図面にはすべての変更箇所にマーキングしてください。

同じ変更内容でも、所見が異なるものは項目を分けてください。

検討が不要な場合は、主な変更箇所を 3 箇所以上記載してください。

※図面にはすべての変更箇所にマーキングしてください。

該当箇所が多い場合、代表箇所の別添番号は青字のように記載し、該当するすべての別添番号は赤字のように明示してください。

12	スラブの変更 (八号、九号)	①スラブレベルの変更 【別添-●～●】 <代表箇所> ・5階 X2-3間/Y4-5間 S3 FL-200→FL-500 【別添-●】 ・8階 X1-3間/Y2-3間 FL-200→FL-100 【別添-●】	構造安全上影響のない変更であり、問題ないと判断した。
		②スラブ符号の変更 【別添-●】 <代表箇所> 5階 X4-5間/Y2-3間 S2→S2a 6階 X2-3間/Y2-3間 S4→S5 8階 X1-2間/Y1-2間 S3→S3a	耐力が増加する変更であるため、構造安全上問題ないと判断した。 FEMで解析するなど、解析上切り離すことが難しいものについては、1つの検討内容に集約して記載してください。
13	階段の変更 (八号、九号)	①階段形状の変更 【別添-●、●】 階段の形状を変更する。 それに伴い、sb30をY4通り側に100mm移動、S3をS5に変更する。	階段形状の変更に伴い変更する 小梁 および スラブ 、 その他周辺架構 について検討し、構造安全上問題ないことを確認した。(最大検定比 0.63) 【検討資料-●】

・最も大きい変更
・最も小さい変更

を記載してください。

※図面にはすべての変更箇所にマーキングしてください。

検討が不要な場合は、主な変更箇所を3箇所以上記載してください。

※図面にはすべての変更箇所にマーキングしてください。

その他の変更

No.	変更概要	変更内容及び主な変更箇所	検討結果又は所見
21	特記仕様書の変更 (補正)	①コンクリートのスランプフロー値の変更 【別添-●】 20cm→18cm	建築物の構造特性に影響を及ぼす変更ではないため、構造安全上問題ないと判断した。
		②特記事項の記載追記 【別添-●】	構造安全性に影響のない変更であるため、問題ないと判断した。
22	記載事項の変更 (補正)	①申請者名の変更 ②面積の変更 【別添-●】	構造安全性に影響のない変更であるため、問題ないと判断した。

※ 原設計時から上記変更までの重量の増減(及び固有周期の変動)は以下に示すとおりであり、建築物の応答性状に与える影響は小さく、構造安全上問題がないと判断した。【検討資料●】

各層重量変動比: 最大●% (●階)

総重量変動比: ●%

(固有周期の変動比: 最大●% (●方向●次))

軽微変更の場合、重量変動等が軽微変更の範囲内に収まっていることを明記してください。

固有周期の変動は重量変動が大きい等、必要な場合のみ記載

※1 変更概要

＜主として主架構に関する変更＞

- ・大梁の変更 ・柱の変更 ・耐力壁の変更 ・ブレースの変更 ・柱梁接合部の変更
- ・基礎の変更 ・杭の変更 ・地盤改良の変更 ・制振部材の変更 ・免震材料の変更 等

＜二次部材に関する変更＞

- ・小梁の変更 ・スラブの変更 ・非耐力壁の変更 ・間柱の変更 ・外装材の変更 等

＜その他の変更＞

- ・文言の追記 ・文言の削除 ・計算に影響しない記載内容の修正 等

※2 変更内容

- ・断面形状の変更 ・配筋の変更 ・スパンの変更 ・部材長さの変更 ・レベルの変更
- ・位置の変更 ・部材の追加 ・部材の削除 ・工法、メーカーの変更 ・取付方法の変更
- ・開口の変更 (大きさ・数・位置等) ・貫通孔の変更 (大きさ・数・位置等)
- ・継手位置の変更 ・定着位置の変更 ・配筋方法の変更 ・コンクリートの比重の変更
- ・材料強度の変更 等

なお、軽微な変更に該当するかについては、次のページをご参照いただき、事前に GBRC 事務局までご相談ください。

○軽微な変更について（「GBRC 最新情報 Vol. 41 付録 軽微な変更 ポイント整理」 より）

<軽微変更の例>

・床、間柱（水平力を負担しないものに限る。）、小梁、非耐力壁、外装材その他これらに類する部材に係る変更で、当該変更によって固定荷重が大幅に変わらない変更
・屋上工作物、塔屋、設備機器等に係る変更で、当該変更によって固定荷重が大幅に変わらない変更
・建築物の部分的な用途変更で、当該変更によって積載荷重が大幅に変わらない変更
・柱、大はり、耐力壁、ブレース、基礎（梁）、杭、制振部材、免震材料等の変更で変更前より安全側となる変更、又は若干数の変更で十分に安全の範囲内となる変更
・施工計画又は現況地盤のばらつきに伴う十分に安全の範囲内となる変更で、当該変更により建築物の応答性状に与える影響が小さい変更
・高さが60メートルを超える建築物と一体となった低層部に係る変更で、当該変更により建築物の応答性状や保有水平耐力等に与える影響が小さい変更
・構造図の記号の変更及び構造性能に影響のない特記仕様書の変更

（参考）軽微な変更となる目安*2

荷重が大幅に変わらない …固有周期の変動が±2%程度以内(1次～3次)であること

→重量変動が各層で±5%程度以内かつ全体で±2%程度以内であることの
確認でも可（剛性変動についても同様の確認で可）

若干数 …変更が生じた階の各部材ごとで、部材数に対する変更部材数の割合が5%程
度以下（例えば、2Fの大梁計100本のうち、変更は5本まで）

十分に安全の範囲内 …部材の目標検定値に対して5%程度以上の余裕がある

*1 国土交通省 HP「構造方法等の認定に関する運用改善について」(<https://www.mlit.go.jp/common/000138952.pdf>)

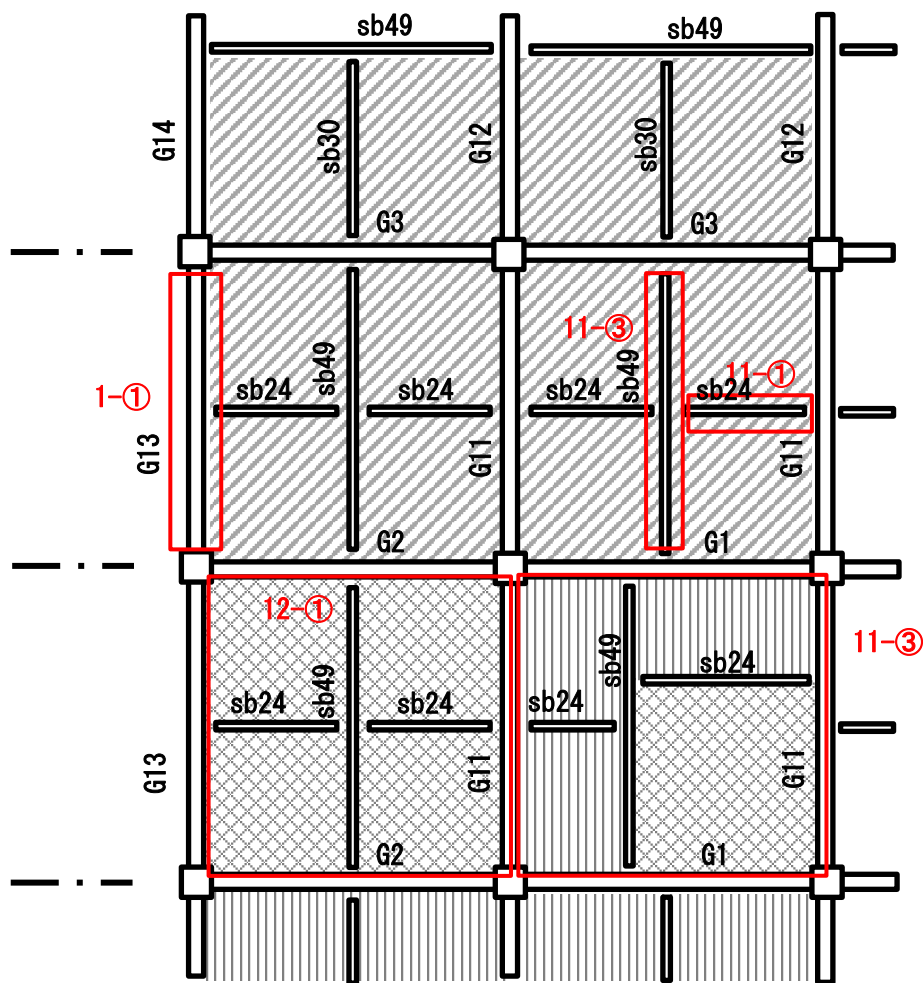
*2 一般社団法人建築性能基準推進協会「軽微な変更として取り扱う範囲」

性能評価上、柱や大梁などの主部材や免震・制振材料に変更が生じる場合は事務局までご相談ください。

※大臣認定と確認申請では軽微な変更と判断される範囲が異なりますので注意が必要です。

※確認申請上で計画変更となる場合、事前着手はできませんので、必ず性能評価・大臣認定の変更申請が必要となります。

<変更後図例>



- ・構造図においては、変更項目一覧表に記載していない変更箇所についても、変更箇所はすべてマーキングしてください。
- ・変更項目一覧表への記載が「小梁の変更」「スラブの変更」など部材単位であることから、例えばスラブレベルの変更に伴う小梁レベルの変更であっても、小梁・スラブそれぞれ変更項目一覧表に対応した番号をつけてください。

<検討書例>

検討資料-● 小梁の変更

変更箇所が多く、変更項目一覧表の記載も代表箇所
のみの場合は、検討書において、検討箇所がどの部
材か分かるよう図示してください。

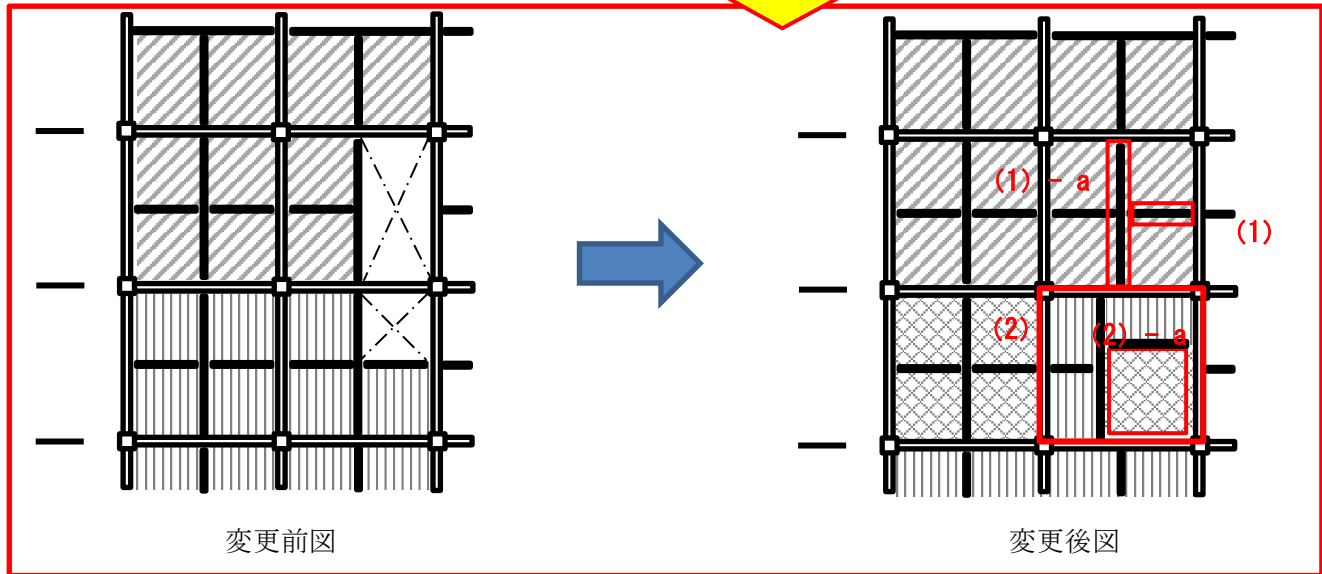


図 2.1 変更前後図 (2 階)

(1) 2 階 X2-3 間/Y5-6 間 sb24

・
・

(1) -a (周辺部材の検討)

sb49

・
・
・

(2) 2 階 X2-3 間/Y4-5 間 sb24、sb49

・
・
・

(2) -a (周辺部材の検討)

スラブを DS15→DS20 に変更する。

このようにスラブの変更が生じる場合、その検討内
容はスラブの検討資料に追加してください。

小梁の変更に伴う検討により、スラブの断面が変更
にならない場合は、こちらに検討内容を記載してく
ださい。

また、FEM 解析を行っている等、解析の都合上、
資料を分けることが難しいものについては、まとめ
られていても構いません。